

○行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱

平成20年4月1日

教育委員会告示第9号

改正 平成25年3月26日教委告示第3号

令和3年6月25日教委告示第6号

令和4年3月25日教委告示第2号

令和4年3月25日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 社会体育の振興及び奨励を図るため、スポーツ大会に出場する団体又は個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金の交付については、行方市補助金等交付規則(平成17年行方市規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象大会)

第2条 補助対象となるスポーツ大会(以下「大会」という。)は、国、県、公益財団法人日本スポーツ協会(属する専門部も含む。)又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が主催し、市等の予選会を経て市代表として出場する県大会以上の大会(学校体育団体が主催する大会又は学校活動の一環として開催される大会等を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものは、補助対象大会とすることができる。

(平25教委告示3・令3教委告示6・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に住所を有する者及び市内に勤務する者又は市内に所在する団体で、大会要項等に基づく大会の出場登録選手、監督、コーチ等に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものは、補助対象者とすることができる。

(平25教委告示3・一部改正)

(期間)

第4条 期間は、国内については2日以上、国外については3日以上とする。

(平25教委告示3・一部改正)

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象者の大会出場に係る交通費、宿泊費、参加費その他の費用で

市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費とし、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者(個人又は団体の監督者、選手の代表者若しくは引率の責任者。以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、規則第7条の規定により決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、必要に応じ当該補助事業者等に補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請により、不正に補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示及びこの告示による市長の指示に従わないとき。
- (3) 大会への参加を中止したとき。
- (4) その他補助金を交付することが不相当と認められるとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委告示第3号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第6号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第2号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第3号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(令4教委告示2・全改)

大会区分	開催 地区 分	参加 区分	補助金の額				補助金限度額 (宿泊費を除く。)
			交通費	宿泊費	参加費	その他の経費	
オリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会その他の国際大会	国外	個人	一律 75,000円				
		団体	一律 450,000円				
	国内	個人	一律 45,000円				
		団体	一律 300,000円				
全国大会	関東地区	個人	2分の1以内	1人当たり1泊上限6,000円	2分の1以内	上限額3,000円	18,000円
			(上限7,500円)		(上限7,500円)		
		団体	2分の1以内		2分の1以内	上限額7,500円	97,500円
			(上限45,000円)				
	関東地区以外	個人	2分の1以内	2分の1以内	上限額4,500円	27,000円	
			(上限15,000円)				(上限7,500円)
団体	2分の1以内	2分の1以内	上限額	150,000円			

			内 (上限 90,000円)		内 (上限 45,000円)	15,000円	
関東大会	県内	個人	2分の1以 内 (上限4,500 円)		2分の1以 内 (上限4,500 円)	上限額 3,000円	12,000円
			2分の1以 内 (上限 27,000円)		2分の1以 内 (上限 30,000円)	上限額 7,500円	64,500円
	県外	個人	2分の1以 内 (上限7,500 円)		2分の1以 内 (上限4,500 円)	上限額 3,000円	15,000円
			2分の1以 内 (上限 45,000円)		2分の1以 内 (上限 30,000円)	上限額 7,500円	82,500円
県大会	県内	個人	—	—	2分の1以 内 (上限3,000 円)	—	3,000円
			—	—	2分の1以 内 (上限額 15,000円)	—	15,000円

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

補 助 金 交 付 申 請 書

行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 大会名

2. 開催地

3. 交付申請額 円

4. 出場選手名
又は団体名

5. 期間 開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
参加予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）

6. 出場種目

※添付書類

大会要項等

大会参加経費予算書

計画書

出場登録選手名簿（団体の場合）

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

行方市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました行方市スポーツ大会出場補助金について、下記のとおり決定しましたので、行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 大会名

2. 交付決定額 円

3. 附帯事項

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住 所
氏 名

補 助 金 実 績 報 告 書

年 月 日付けで交付決定の通知を受けた行方市スポーツ大会出場補助大会が終了したので、行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 大会名
2. 補助金交付額 円
3. 出場選手名
又は団体名
4. 開催地
5. 出場種目

※添付書類

大会結果
写真等
出場選手名簿（団体の場合）
大会参加経費決算書
（領収書を添付すること。）

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

行方市長 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました行方市スポーツ大会出場補助金について、その内容を審査した結果、適当と認め当該補助金額を確定したので、行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 補助金の名称
2. 補助金確定額

様式第1号(第7条関係)

(令4教委告示3・一部改正)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

(令4教委告示3・一部改正)

様式第4号(第10条関係)